平成２９年（フ）第７１号
奈良県桜井市大字谷462番地の１　201
債務者　吉岡　美紀
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第７７号
奈良県桜井市大字橋本67番地
債務者　木村めぐみ
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第５３号
神奈川県横須賀市浦賀１丁目６番４号
債務者　比金鍾旭こと　ＬＥＥ　ＪＯＮＧＷＯＯＫ　李　　鍾旭
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第３７号
青森県青森市浪岡大字浪岡字若松150番地７
債務者　古村　洋二
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第１０号
千葉県館山市西川名844番地
債務者　鈴木　直也
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２９年（フ）第３５号
神奈川県横須賀市秋谷１丁目４番20号
債務者　小宮　賢人
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第５０号
神奈川県横須賀市三春町２―17、住民票上の住所神奈川県横須賀市岩戸５丁目６番17号
債務者　北村　裕正
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第６２号
神奈川県横須賀市平和台３番６―303号
債務者　戸屋　育子
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２３号
青森市中央３丁目８番14号　柿崎アパート
債務者　小嶋　　功
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４７号
青森県むつ市横迎町２丁目６番10号
債務者　小山きみ子
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５３号
青森市大字筒井字八ツ橋475番地６　ガーデンＴ２―105、申立時の住所青森市大字大野字若宮46番地23　フラッツヤマモト202号
債務者　工藤　義之
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７号
青森県北津軽郡板柳町大字太田字富岡19番地15
債務者　三上　幸省
1　決定年月日時　平成29年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第２０号
青森県五所川原市字蘇鉄42番地13
債務者　佐藤　栄智
1　決定年月日時　平成29年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第５号
和歌山県海南市下津町小原1461番地９
債務者　管清商会こと　垣内　清一
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３９号
和歌山市西小二里３丁目５番17号
債務者　菊池　翔太
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第４６号
和歌山県橋本市向副1201番地　アスティー中村208号
債務者　中岡　彰子（旧姓柿本）
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第４７号
和歌山市木ノ本520番地26
債務者　吉井　伴樹
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係